

長野労働局発表(31-49)
令和元年10月18日

長野労働局総務部
労働保険徴収室
室長 小林 みや子
室長補佐 中山 義明
電話: 026-223-0552
FAX: 026-223-6751

令和元年台風第19号の被災事業場に係る労働保険料等の取り扱いについて

台風19号により被災された皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。

災害により事業財産に損失を受け、納期限内に労働保険料等を納付することが困難になった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

このため長野労働局(局長: なかはらまさひろ 中原 正裕)では、以下についてホームページ掲載するとともに関係団体へ通知しました。

1 対象となる事業主

令和元年台風第19号に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産(事業財産)に相当の損失(おおむね20%以上)を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等(労働保険料、特別保険料及び一般拠出金)の全部又は一部が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、長野労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

4 必要書類の入手方法

申請に必要な「[納付猶予申請書](#)」及び「[被災明細書](#)」は、長野労働局又は県内の労働基準監督署にございます。(長野労働局 HP よりダウンロード可)

* 必要な書類を紛失した場合及びその他ご不明な点等につきましては、長野労働局労働保険徴収室(026-223-0552)又は最寄りの労働基準監督署までご相談ください。